

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：江南市立宮田南保育園	種別：保育所	
代表者氏名：安田晃代	定員（利用人数）：116名（78名）	
所在地：愛知県江南市前飛保町西町2		
TEL：0587-55-1834		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和41年 1月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：江南市		
職員数	常勤職員： 8名	非常勤職員： 12名
専門職員	（保育士） 16名	（調理員） 4名
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等） 冷暖房完備・調理室
		医務室・遊戯室・水遊び場
		調乳室・トイレ・手洗い場

③理念・基本方針

★理念

子ども一人ひとりに寄り添い、遊びの中で学ぶ援助をし、保護者から信頼される保育園を目指す

★基本方針

「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども」の育成

④施設・事業所の特徴的な取組

・今年度は園内研究で「異年齢保育」を通して、人との関わり方の変化について考えることに取り組んでいる。異年齢での遊びや関わる機会を計画し、研究している。

・幼児は週3回、朝の散歩に30分ほど出かけている。身近な自然や環境にふれることで季節の変化に気づいたり、交通ルールを身につける機会としたりし、異年齢での関わりの持てる時間となるよう取り組んでいる。

・絵本の読み聞かせは、年齢に合わせて時間を決めて、毎日取り組んでいる。また、保護者と子どもが家庭で絵本を通して豊かな時間が持てるように絵本の貸し出しをしている。

・地域の老人会や民生・児童委員と関わりを持ち、ふれあい会や避難訓練を計画し、実施することで地域交流や世代間交流をしている。

・同じ小学校区の宮田保育園と交流会を持ち、小学校へ生活発表会の練習の見学に出かけたり、保育園を訪問し合い、一緒に遊ぶことで交流をしている。

・園庭には、桜の木やケヤキ、花壇、バナナの木があり、季節を感じるができる保育を行っている。

・毎年、夏野菜や朝顔、チューリップなど、年齢に合わせて栽培している。収穫した野菜は、調理員が給食やおやつに取り入れる等の工夫をし、おいしく食べられるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 5月27日（契約日）～ 令和 2年 3月10日（評価決定日） 【令和元年10月28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念・基本方針の明文化及び周知

江南市の保育理念に沿って園独自の保育方針を策定し、保育の実践を通して保護者や職員への浸透を図っている。保育だけでなく、保護者へのサポートについても職員間で話し合い、「子どもの最善の利益」の確保に努めている。

◆職員への周知

「保育の手引き」が全職員に配付され、毎日の夕礼や職員会議で理念や目標の唱和がされている。職員会議の中で園長や園長代理から説明を受けたり、読み合わせをする等、マニュアルや対応についての周知や共通理解をするための取り組みがなされている。

◆職員の信頼関係

園長や園長代理がこまめに保育室に足を運び、職員や子どもの状況を把握し、その場で指導やアドバイス等の対応がなされていることで、子どもに不安を与えない保育を実現している。また、職員が相談しやすい雰囲気醸成がなされており、職員が安心して保育を行っている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の作成

江南市の中長期事業計画を基に園運営が進められるが、園個々に検討すべき問題・課題に関しては園独自の中長期並びに単年度の事業計画に反映して活動していくことが必要となる。将来的な「園のあるべき姿」を想定し、現状把握している問題・課題を改善するために時間軸を定めて中長期事業計画を策定し、評価可能な目標を含んだ単年度の事業計画を策定することが望まれる。

◆保護者の意見の把握

ほとんどの保護者とはコミュニケーションがうまく取れている。しかし、園の課題にもある外国籍の保護者や長時間保育を利用している保護者、あるいは祖父母が送迎をする子どもの保護者とのコミュニケーションや連携については、保護者の側の十分な充足感や満足感が得られておらず、一考を要す。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価結果のコメントは、具体的で、足りていないところや目指す方向性、現在できているところ、続けていくところなども記載しており、誰の為に、何をめざす施設であるのかを職員全員で頭におき、改善に取り組んでいきたいと思っております。

自己評価と見くらべて評価結果が見られると、よりわかりやすいのではないかとと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 江南市の保育指針に沿った園独自の保育理念・保育目標を策定し、夕礼で保育理念を唱和して職員への浸透を図っている。「一人ひとりを大切に育成する」ことを旨とした理念・目標は、園長の思いを保護者・職員共に分かりやすく表現されており、保護者の認知度も高く、保育士の保育実践の基礎となっている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 毎月開催される市の園長会や園代会により園を取り巻く環境変化などを情報交換し、園運営に関する改善活動や市への提案・要望等を適宜行っている。課題として、園を取り巻く現状の課題のみならず、地域特性や障害児保育などの保育環境の変化などの運営リスクも考慮に入れ、職員とも情報交換を行って継続的に市と連携していくことが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 園長は、地域特性に伴う子どもの数の減少、障害児保育への懸念、人材不足などの経営課題を認識し、市の保育課とも課題共有して連携した対応を検討・実施している。園運営に関する課題を「課題管理表（仮称）」などで可視化し、中長期事業計画や単年度事業計画に反映して継続的に対応していくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 市の「子ども子育て支援事業計画」に沿った園運営が行われているが、園独自では中・長期事業計画は策定されていない。中・長期計画は、現在認識されている園を取り巻く課題に対する3年後・5年後の「本来、園のあるべき姿」を想定した活動計画となるため、前出の「課題管理表」などを利用して課題解決の到達点を明確にし、進捗管理もできるように検討・策定することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 市の「子ども子育て支援事業計画」に沿って単年度の事業計画を策定・実施し、年度末には活動評価を行い次年度への活動継続に繋げている。しかし、明確な目標設定がなされていない。単年度の事業計画では、活動内容による数値目標や到達点など明確な目標設定により進捗管理や活動評価をし、次年度以降の改善活動に繋げていくことが望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 事業計画に基づく「行事計画」を中心に、各行事ごとに職員会議等を利用してクラス担任による実施状況の確認や実施評価・見直しを行っている。評価に関する意見や見直しについては、正職員のみならず、職員会議に参加しない短時間勤務職員などからも意見を聞き取り、評価・分析および改善に繋げていくことが望まれる。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者に対しては、入園式や進級式、園内で開催する保護者参加イベントなどを利用して事業計画を説明している。また、必要に応じて園内に掲示したりお便りの配付、個別メールや口頭でも説明している。地域柄、外国籍の子どもも通園しており、日本語でのコミュニケーションに難がある保護者への連絡に際しては、翻訳など地域の交流支援団体の協力も得ながら保護者への周知に努めている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ② ・ c
<コメント> 園長は保育の質を「子どもの利益を考慮し、主体的な活動ができ、子どもが楽しく登園できる」と、「職員も楽しく保育ができる」と捉え、日々の保育や各行事開催時には職員会議等を利用して話し合い、評価・反省して改善に繋げている。今回の第三者評価に伴う自己評価を定期的に行い、改善点を抽出・明確化するなどの取り組みが望まれる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 市では、園長会を介して他園の第三者評価結果に基づく改善事項の取り組みを計画的に行っている。また、園内の各行事では、前回の評価・反省を反映した取り組みが行われている。他園での改善事項を参考に、自園の運営環境も考慮した改善事項を洗い出し、単年度の事業計画などにも反映するなどして取り組んでいくことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①・b・c	
<コメント> 市の「職務分担表」により各階層の職員の責任・役割は文書化され、年度初めに園長より話をしている。「職務分担表」は職員全員が持っている「保育の手引き」の中に綴り込んであり、常に確認ができる。また、有事（災害・事故時）や園長不在時などの権限移譲も、「事故対応マニュアル」に記載されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a・②・c	
<コメント> 「保育士の心得」、「保育倫理綱領」など、市の法令遵守文書に基づき「コンプライアンスチェックシート」により遵守状況の確認を行っている。園運営に関しては、「児童福祉法」や「保育所保育指針」をはじめ「個人情報保護法」や職員の労働法関連、調理に関する「食品衛生法」、施設設備では「消防法」など、遵守すべき法令・指針を把握・認識しておくことが望ましい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①・b・c	
<コメント> 園長は、「子どもにとっての最善の利益となる保育」を目指し、職員一人ひとりとの話し合いの機会を作り、自身の保育経験を押し付けることはせず、保育士が自ら「保育の質の向上」を考えた日常保育ができるように指導・アドバイスをしている。それらを通し、職員が主体となって保育できる環境づくりを進めている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a・②・c	
<コメント> 職員本人の希望や経験年数、職員同士の相性なども考慮し、適材適所の人員配置に努め、短時間保育士を活用した保育準備や事務時間の確保も行っている。シフトの交代時など、報告・連絡・相談を密にして業務効率を高めるとともに、事故や遺漏がないように取り組んでいる。今後は、ICTを活用するなど、尚一層の事務仕事の効率化を検討・改善していくことが望まれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①・b・c	
<コメント> 人材確保は、市が各園より人員情報を収集し、人員計画に基づいて採用して各園に配属している。短時間保育士や欠員補充に伴うパート職員の確保も、市に要請して対応している。人員確保が難しい状況の中、「職員が楽しく保育できる環境作り」により離職防止に繋げている。今後も、安定的な職員雇用に繋がる働きやすくなるような職場づくりが必要と考えている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	①・b・c	
<コメント> 市の「人事評価シート」を用いて年度目標を設定して自己評価を行い、日常保育での目標に対する進捗確認をしている。年2回の個人面談により総合評価を行い、次年度への改善・ステップアップへと繋がるように取り組んでいる。今年からは、園長会を介して各園で「研修カルテ」を作成し、職員一人ひとりのキャリアパスが明確になるような取り組みも始めている。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a・②・c	
<コメント> 残業時間や有給休暇取得日数などで職員の就業状況を把握し、業務負荷の偏りが出ないように配慮している。園長代理とも協力し、相談したいときに適宜相談できる体制づくりを進めている。パート職員も含めて、職員が「働きやすい職場づくり」に取り組んでいくことが望まれる。			

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	ⓑ	c
<コメント> 「目標設定シート」を利用して年間目標を設定し、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。年初は目標の設定についての個人面談、年度末には評価・振り返りの個人面談を行い、次年度の目標設定に反映させている。年間活動の進捗管理は日常保育の中で行われているが、記録は残されていない。年度内でも必要に応じて個人面談を実施し、進捗を確認して指導内容等を記録しておくことが望まれる。				
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	Ⓐ	b	c
<コメント> 市と連携した研修委員会で年間の研修計画を作成し、階層別の年間研修計画を策定して保育士の質的向上を目指している。研修委員会では講師手配を含め、研修受講者の研修報告を参考にして継続研修や新たな研修計画を策定している。今年から導入した「研修カルテ」を活用し、職員一人ひとりが専門性も含め適宜有益な教育研修が受けられるように取り組んでいる。				
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	ⓑ	c
<コメント> 市が主催する研修や市から情報提供される研修には積極的に参加している。参加した研修については「研修カルテ」に追記するとともに、職員会議等を利用して職員全員に対し研修報告を行い、研修未参加の職員への情報提供や自身の振り返りの機会としている。外部研修への参加や短時間勤務職員の研修参加など、なお一層の教育・研修機会の確保・参加促進が望まれる。				
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	Ⓐ	b	c
<コメント> 「受け入れ担当マニュアル」に従い、市を通じて養成校や実習生と実習目的に応じた実習プログラムを作成し、実習生指導保育士と注意事項等の事前確認をした上で、毎年実習生の受け入れを行っている。実習生の受け入れ目的は、実習生に対しては保育人材の育成、保育士に対しては自身の保育の振り返りとし、「実習担当報告書」により実習生・保育士の育成を図っている。				

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	ⓑ	c
<コメント> 市のホームページを活用し、園の概要や保育内容などを情報発信している。寄せられた苦情については、明確な基準はないが苦情内容に応じて公表の要否を判断し、公表することが適切な事例は掲示板等を利用して公表している。情報公表・公開の要否基準を明確にして、保護者だけでなく周辺地域に対しても積極的な情報発信をしていくことが望まれる。				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	Ⓐ	b	c
<コメント> 物品購入や設備の補修・設置など、市の基準や「職務分担表」に従った事務取り扱いが行われている。購入先は地元事業者を優先し、市の担当課長が取引の決済権限を持っており、適正な取引が行われるような内部牽制が機能する仕組みとなっている。取引事業者の運営状況も確認し、継続的な取引が行われるように努めている。				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ・c
<p><コメント> 園の行事への招待や、ふれあい会（老人会）との定期的な交流が継続されている。地域と連携した避難訓練の実施や園児の園外活動の安全確保のためのキッズガードなどを通じ、地域住民や小学校との交流も継続されている。地域の人口減少に伴う老人会の解散や縮小など、地域交流の機会が減少しているのが問題となっており、地域との新たな交流機会を開拓していくことが望まれる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	Ⓐ	b・c
<p><コメント> 「ボランティア受入マニュアル」に従い、中学校の福祉体験学習や職場体験学習の受け入れを行っている。保護者会主催で地元事業者が交通安全教室を開催したり、絵本の読み聞かせボランティアでは、父兄の紹介による英語での絵本の読み聞かせなど、多種多様なボランティアを受け入れて子どもとの交流を図っている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	Ⓐ	b・c
<p><コメント> 保育園として必要な社会資源は文書化され、常に関係機関と連携できる体制がとられている。必要に応じて市の担当部署や民生・児童委員とも連携し、対応内容を記録して情報共有している。また、保幼小連携協議会により幼稚園教諭や小学校教員との意見交流や就学における情報共有、子育て支援センターや保健センターとの適切な連携や情報交換も行っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ・c
<p><コメント> ほほえみ広場、未就園児交流会、園庭開放などへの参加保護者から聞き取りを行い、地域の福祉ニーズの把握に努めている。市の中でも人口減少の顕著な地区でもあり、園の利用者だけではなく、民生・児童委員や地域住民、卒園児の保護者などからも意見を集め、子育て支援センターや保健センターなどとも連携する中で、地域の福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ・c
<p><コメント> 地域の民生・児童委員や市のこども政策課とも情報交換しながら、0歳児保育や延長保育を実施するとともに、子どもフェスティバルなどに参加して地域活性化に取り組んでいる。市や地域の関連機関とも調整し、BCP（事業継続計画）を策定し、保育園の資源（保育士）を活用した保護者の職場早期復帰支援などを行うことも検討していくことが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育については「保育の手引き」に記載されている。保護者には入園説明会、入園進級時に園長が説明して理解を図っている。夕礼や職員会議等で子どもの姿や子どもへの係わりについての話し合い、共通理解ができるようにしている。「人権チェック表」にて職員が個々に保育の振り返りを行っているが、全体での見直しや改善にまでは至っていない。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や虐待防止については「保育の手引き」に記載されているが、共通理解の場は設けられておらず、職員の理解については曖昧な部分がある。子どもの着替えや排泄時に外部から目に触れることがないように、ドアやカーテンで保護する等の対応がなされている。個人情報保護の観点では、園で取り扱う写真については、保護者の同意書を基に取り扱っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、市役所には「江南市立保育園のご案内」、「保育所のしおり」が冊子として設置されている。園庭開放やほほえみ広場、未就園児交流会などでも積極的に情報を提供している。保育園利用希望者や見学者にはリーフレットを使用して園長、園長代理が説明している。保育所選択に必要な資料の入手方法について、市へ提言の予定もある。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会で「保育所のしおり」を配布し、入園式では「楽しい保育園」を配布して保護者に説明を行い、同意を得ている。外国籍の保護者も多く、市役所の通訳を介したり、ローマ字表記の資料を用いて説明をするなどの工夫をしている。特別な配慮が必要な保護者へは、その都度工夫をして対応できてはいるが、よりスムーズな対応に繋がられるようにルール化が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮し、市内で転園する場合には申し送りや必要な書類を引き継いでいる。市外転園については、請求があれば保護者の了解を得た上で保護者経由で書類を引き継いでいるが、手順書やルール化はなされていない。保育終了後の相談については卒園児には文書を渡しているが、途中退園児には渡していない。今後の検討を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足については、送迎時の会話や行事後に感想や意見を出してもらったり、年2回の懇談会、3歳未満児の「連絡ノート」を通して把握するように努めている。把握した意見は職員会議で共通理解や検討が行われ、園だよりでフィードバックを行っている。保護者からの意見を職員会議で検討し、運動会の優先席の移動を取り入れるなど、改善例も見られる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立し、「苦情対応マニュアル」や「保育の手引き」に記載されている。苦情解決窓口は入園時に「楽しい保育園」の冊子にて保護者に説明し、掲示板にも掲示している。駐車場についての苦情が保育園、市役所に電話であり、経過とともに保護者へもフィードバックする予定である。「苦情は改善のチャンス」と捉え、保護者への公表も視野に入れて取り組むことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長、園長代理が登降園時に正門に立ち、保護者一人ひとりに声をかけ、保護者との信頼関係を築いたり、保護者が話しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。要望や個別の相談については、時間を設け対応している。相談について、複数の方法や相手は保護者が選択できることについて、口頭で説明をしている。相談窓口や方法については、文書の配付や説明も望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談は送迎時の会話や「連絡ノート」で受けることが多く、保護者の思いに寄り添った受け答えを意識している。受けた相談は「育児相談記録」に記入するようにしているが、記入する・しないは、職員の判断に任されている。記録方法や記録する内容、報告の手順、対応策の検討について、マニュアルを整備し、共通理解を図ることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「保育の手引き」に事故、緊急時、行方不明、園外保育等の項目で安全対策と発生時の対応が記載され、職員会議等で読み合わせて共通理解を図っている。けがや事故は夕礼で報告し、事故報告書の作成、原因分析、対応策等について職員会議等で話し合っている。クラス担任が「事故防止リスト」に基づいて評価・反省を行っているが、職員全体での状況把握や見直しの実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症の予防と発生時の対応マニュアルが整備されている。園では手洗いやうがい、消毒を徹底し、予防や感染拡大防止に努めている。保護者へは「保育園のしおり」にて具体的な感染症対策を記載し、発生時はメールや掲示等で情報発信している。マニュアルに基づいた職員全体での勉強会や研修を通して、職員の対応理解を充分なものにすることが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 災害時の対応体制が整備され、地震、火災の避難訓練が月1回行われている。定期的な避難訓練のみならず、警察署主催の研修に参加したり、警察署と共に不審者対応訓練が実施されている。民生・児童委員を中心とした地域住民に協力を依頼し、地震を想定した第二避難場所への避難訓練も実施している。保護者参加の災害時引き渡し訓練も行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法が文書化され、「保育の手引き」として全職員に配付されている。必要に応じて、職員会議等で読み合わせをする等、職員の共通理解に努めている。標準的な実施方法に基づいた保育については、園長代理が各クラスで食事を一緒にする場面等で確認、指導を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 指導計画の反省のみならず、年度末には「自己評価表」で自己評価をし、保育の見直しを行っている。自己評価は項目ごとに職員会議で改善点を話し合い、共通理解する取り組みも行われている。保育参観や個別面談等で得られた保護者会からの意見を職員会議で報告、検討し、指導計画に反映するようにもしている。話し合われた内容や改善点を記録に残し、次に活かすことに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時に園長、園長代理が保護者が記入した「生活状況表」、「健康の記録」を基にアセスメントを行っている。入園後は、各担任が日々の保護者との会話を通して確認、見直しを行っている。指導計画は「指導計画マニュアル」に沿い、職員が共通理解して作成している。保護者ニーズや、必要に応じて巡回指導を受けた内容も踏まえながら指導計画に反映させている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「保育所保育指針」の改訂に伴い、園長、園長代理が中心となり、市全体で指導計画様式の見直しを行い、今年度から新しい様式で指導計画を作成している。3ヶ月間実施した後、問題点を出し合い、研修を実施して共通理解を図った。指導計画の様式は、使用しながら検討している段階である。今後も、様式の検討や継続した研修の実施を予定している。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や健康状態、生活状況等は毎日の夕礼や職員会議で情報共有している。保育の実施状況は、指導計画や「子どもに関する記録」、「保育の記録」に記録されている。書き方や内容等、職員間での差異が生じないように、職員全体で共通理解できる場を設けたり、園長代理が個別に指導を行っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」により、子どもの個別ファイルの保管がされている。年度初めに園長から説明があり、職員の共通理解も図られている。保護者へも入園式で園長が説明をしている。個人情報に関しては「職員コンプライアンスシート」の作成、提出を通して徹底されている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は園長、園長代理を中心に市で作成されたものを、全職員が意見を提出して職員会議で検討し、園の実態や状況に合わせて園独自の計画として編成している。年度末には、全職員が評価反省をして次年度の編成に活かしている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内は空気清浄機やエアコン、カーテン等で生活しやすい環境を整え、乳児室には机や家具の角にクッションカバーを取り付け、安全な生活環境を整える工夫がされている。空き部屋をランチルームにしたり遊戯室を利用する等、一人ひとりがくつろいだり、落ちつける場の工夫もされている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>家庭環境の変化を把握して職員間で共通理解することで、子どもが不安にならないよう、抱きしめたり、手をつないだり、優しく声をかける等、意識して対応している。安心して自分の気持ちを出せるように、やりとりの中で表現の仕方を伝えているが、場面の切り替えや時間に追われる場面などでは、急かしたり制止したりする言葉を使ってしまうこともある。複数担任での対応に差異もある。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるために、子どもが目で見えることを意識して、手の届くところや目線の高さにポスターや手洗い方法のイラストを掲示し、上靴を並べる線を表示する等の工夫が見られる。保育士がモデルとなるよう意識した動きを見せたり、十分に時間を確保したりと、保育の中での工夫もされているが、基本的な生活習慣を身につける大切さについての働きかけの機会が十分とは言えない。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園庭には桜や樺など葉の色が変わる木や花壇があり、季節の変化を感じられる環境にある。3歳以上児は10月から縦割り保育の中で朝の散歩を取り入れ、自然に触れたり、交通ルールを学んだり、農作業をする地域の方と話したりしている。3歳未満児は、遊びたい玩具をすぐに取り出せるような工夫があるが、3歳以上児については自分で作りたい、考えたい、動きたい等の遊びの環境が整っていない。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児3名と1歳児12名を3名の保育士で保育しており、家庭状況や生活リズム等、一人ひとりの子どもの月齢の違いに合わせて、パーテーションを利用して、生活の場と遊びの場を分けたりしながら保育を行っている。保護者とは送迎時の会話や「連絡ノート」を通して連携をとり、子どもの成長を喜び合ったり、相談を受けたりしている。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児3名と2歳児15名を3名の保育士で保育している。1歳児は家庭的な雰囲気の中で探索活動や自我の芽生え、2歳児は保育士との信頼関係の中で自我の育ちを受けとめるよう意識して保育している。手作り玩具の提供や探索活動が安全に行える環境を整えているが十分ではなく、さらなる整備が望まれる。保護者との連携は会話や「連絡ノート」で行い、複数担任が共通理解できるよう情報交換を密にしている。</p>			
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>各々の年齢の発達や状況に合わせて年齢別保育や縦割り保育等、保育形態の工夫や環境整備、遊びの提供をしている。5歳児は人数が少ないために同年齢だけの集団で遊ぶ機会が少なく、隣の宮田保育園との交流も行っているが、「もっといろいろな刺激を受けさせたい」という職員の思いがある。子どもの育ちを、地域の方たちや就学先の小学校に伝える場の検討も望まれる。</p>			

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 診断名の付く障害児はいないが、個別に配慮を要する子どもについては指導保育士による観察や保護者面談、保健センターとの連携、臨床心理士による巡回相談、必要に応じて専門機関との連携が取れる体制になっている。個別配慮を要する子どもは保護者の了解を得た上で、面談内容や援助内容、指導計画等で記録に残している。対象児が落ち着ける場や、じっくりと遊べる環境整備は十分ではなく、今後の工夫に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 養護を重点的な目標とし、毎日同じリズムで安心して生活できるよう保育している。遊びの内容は保育の継続性も考え、家庭的な雰囲気の中でゆったりとした環境を整えるように意識している。保護者との連携は「連絡用紙」に記入し、長時間保育士や必要に応じて担任が行っている。担任と話をする機会が少ないと感じている保護者もあり、保護者との連携についての工夫を要す。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 小学校区の保育園、幼稚園、小学校1・2年生担任で構成される幼保小連携協議会による授業参観と懇談会で情報交換が行われている。宮田保育園年長児と一緒に小学校へ発表会の練習を見学に行く経験を通し、友だちとの親しみや小学校入学の見通し、期待が持てるようにしている。保護者は入学前健診や入学説明会等の機会に小学校入学への見通しが持て、不安な保護者には個別に見学ができるよう仲立ちも行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」、「保健計画」を作成し、保護者から提出された情報、健康診断結果、日々の健康観察等から健康状態の把握をしている。年度初めには食物アレルギー等の特別な配慮が必要な園児の一覧表を作成し、職員間で共通理解している。保護者との連携は、「連絡用紙」への記入や登降園時の口頭伝達で行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）については書面と園長の説明で保護者、職員に周知している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果は、「連絡ノート」や書面にて保護者に伝えられ、必要に応じて治療を受けられるようにしている。過去の歯科健診結果に基づき、4歳児の歯磨き指導や5歳児のフッ化物洗口に取り組む等、保育内容にも反映させている。園内でも歯磨き指導やフッ化物洗口を通して、保護者と子どもに虫歯予防の意識づけを行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもについては「アレルギー対応マニュアル」があり、緊急時の対応方法が定められている。園長代理と調理員が市主催のアレルギー研修に参加したり、順次エピペン使用研修に参加し、全職員に伝達研修を行って情報共有を行っている。アレルギー除去食については医師の指示の下、保護者面談を行って提供している。園での対応をマニュアル化して周知し、誤食誤飲防止に努めている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもが育てた夏野菜を子ども自らが収穫し、園内調理して給食として提供することで、食べ物を育てる経験や自ら収穫したものを食べる喜びを伝えている。担任が一人ひとりに合わせた量を配膳することで、無理なく完食でき、食事が楽しいと思える工夫をしている。4・5歳児がランチルームで食事をしたり、保護者の試食会を行う等、園児のみならず保護者への啓蒙も続けている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 栄養士が市内保育園統一の献立を作成している。園長代理や各園の調理員が参加する献立作成委員会により献立や調理の検討、工夫が話し合われている。園内調理のため、子どもの状況に合わせて食材を細かく刻んだり、除去食の提供ができています。郷土食の引きずり鍋や行事食のちらし寿司等、献立の工夫も見られる。「衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理がなされている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 送迎時の会話以外に、3歳未満児は「連絡ノート」で、3歳以上児はホワイトボードで家庭との情報交換を行っている。長時間保育利用者は長時間保育士から伝えもらえるような体制が取れているが、担任との会話が少なく感じている保護者もあり、検討を要す。保育参観や個別面談で得られた保護者からの情報や要望は「育児相談記録」や「子どもに関する記録」等に記録として残し、職員間で情報共有している。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 保護者との情報交換を密にして保護者の状態を把握し、不安を和らげたり、相談に繋がったりして保護者が安心して子育てができるようにしている。雑談の中で受けた相談など、記録に残す内容、記録媒体、職員が共通理解する内容等を明確化することが望まれる。園の課題として挙げられている「自覚のない保護者への対応」についても、具体的な取り組みを考えていくことを期待したい。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「虐待防止マニュアル」、「虐待対応マニュアル」が整備され、市との連携も含めた態勢が整えられている。虐待を疑われる子どもは在籍してはいないが、子どもの権利侵害防止を兼ね、保護者への声かけを密に行い、いつでも相談が受けられるよう対応している。子どもの欠席が続く場合には、電話をかけて状況の把握も行っている。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 日々の保育については保護者に提示したホワイトボードの内容を記録として残したり、月週案会議や行事反省会議で評価反省し、記録に残している。職員各自の保育の振り返りは、会話の中で済まされることが多く、職員会議の場で共有することは少ない。職員個々の自己評価を職員間で共有し、次の保育に活かし、園全体の保育の質の向上につなげることが望まれる。</p>			